

「原料原産地表示の義務化に伴う消費者条例告示等の改正方針」についての意見を提出しました。

2017年9月25日

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課 御中

「原料原産地表示の義務化に伴う消費者条例告示等の改正方針」についての意見

東京消費者団体連絡センター

日頃より、都民の食の安全・安心を担保する業務に精励されていることに敬意を表します。

今般、食品表示法に基づく食品表示基準が改正され、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示が義務化されたことから、消費生活条例の告示等について法との整合性を図り、かつ、条例による原料原産地表示の枠組みを維持するという改正方針に賛成の立場で次の意見を申し述べます。

【意見】改正内容Ⅰ：基準と条例の整合性が取れる内容に告示の除外規定等を改正することに賛成します。

【理由】食品表示基準との整合性を取るために、食品表示基準に基づいて表示されたものを除外すると規定を改正したとしても、原材料のうち上位2位、3位までかつ配合割合5%以上、又は商品名等に名称が付されたものについて原料原産地表示を義務付けするという条例は維持されます。表示される情報に変更がないということは、消費者の商品選択に資することになります。今回の規制改正は、都の条例の枠組みを維持することになるということを事業者へ周知していただき表示の適正化の指導を継続してください。

【意見】改正内容Ⅱ：又は表示や大括り表示を行う場合、条例では電話やインターネットでの情報提供を行う旨を要領等に明示することに賛成します。

【理由】改正された食品表示基準では、「可能性表示」や「大括り表示」、「製造地表示」などが認められているため、「輸入又は国産」、「○○又は○○」など原料原産地表示制度と言いながら産地がどこなのか、消費者に分かりにくい表示が可能となります。電話での問い合わせ対応やインターネットでの情報提供が確実に行われるよう事業者への指導の強化をお願いします。

【意見】その他：今般の「原料原産地表示の義務化」の内容が消費者にとって分かりやすい表示となるよう制度の更なる改正を国に要望してください。

【内容】消費者にとって原料原産地表示や製造地表示は、商品を選択する際の重要な情報です。しかし、今回の改正で可能となった「可能性表示」や「大括り表示」は、消費者が要望してきた内容とかけ離れたものとなっています。消費者が商品の選択に資する表示となるよう、早期に改正の検討に入るよう東京都から国へ要望してください。